Research
Data
Management

1-2.
研究データ管理の重要性が増している背景

JPCOAR
オープンアクセスリポジトリ推進協会

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
National Institute of Informatics

研究データのライフサイクルと本コンテンツとの関わり

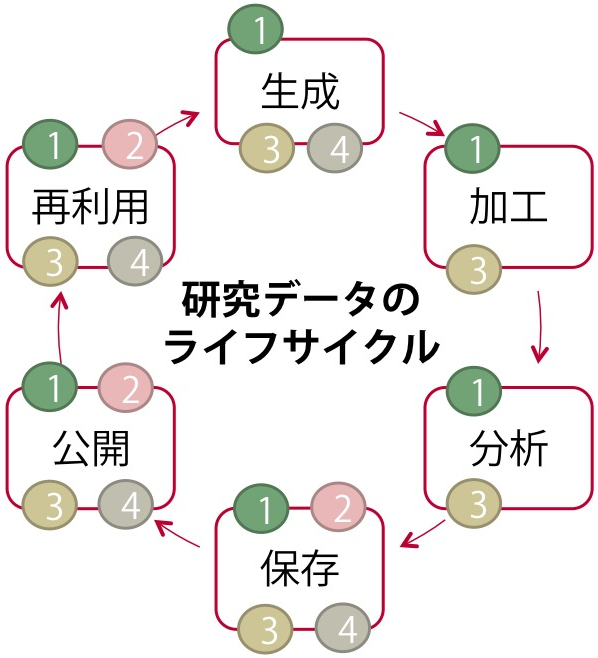

1. 第1週：研究データ管理とは
2. 第2週：保存・共有・文書化
3. 第3週：メタデータ・法倫理的問題
4. 第4週：運用に向けて

・The UK Data Archive（ http://www.data-archive.ac.uk/create-manage/life-cycle ）
・RDM Support - basic training course for information specialists（http://dx.doi.org/10.6084/m9.figshare.1285313）より

メモ

オープンサイエンスの潮流(1)

オープンサイエンスとは、**オープンアクセスと研究データのオープン化（オープンデータ）を含む概念である。**オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による**知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能**となる。また、オープンデータが進むことで、社会に対する**研究プロセスの透明化や研究成果の幅広い活用**が図られ、また、こうした協働に市民の参画や国際交流を促す効果も見込まれる。

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf
第5期科学技術基本計画　本文　より

メモ

オープンサイエンスの潮流(1)

さらに、研究の基礎データを市民が提供する、観察者として研究プロジェクトに参画するなどの新たな研究方策としても関心が高まりつつあり、市民参画型のサイエンス（シチズンサイエンス）が拡大する兆しにある。近年、こうした**オープンサイエンス**の概念が世界的に急速な広がりを見せており、**オープンイノベーション**の重要な基盤としても注目されている。

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf
第5期科学技術基本計画　本文　より

メモ

オープンサイエンスの潮流(2)

こうした潮流を踏まえ、**国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携し、オープンサイエンスの推進体制を構築する。**公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。その他の研究成果としての研究二次データについても、分野により研究データの保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能な範囲で公開する。

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf
第5期科学技術基本計画　本文　より

メモ

不正対策

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』(文部科学省)*1

p8「このことから、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。」

『科学研究における健全性の向上について』(日本学術会議)*2

p8「資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。」

*1 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf より
*2 http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf より

メモ

助成機関のポリシー

研究資金の助成機関によっては、研究資金提供の条件として、研究データ管理を文書化したデータ管理計画 (Data Management Plan / DMP) の提出を義務付けているところもある。

メモ

助成機関のポリシー

1-4～1-6も参照

e.g.）イギリスの助成機関における資金提供ポリシー一覧

	ポリシーの範囲		ポリシーの条項					支援体制			
助成機関	論文等	データ	時限	**DMPの提出**	共有	長期的整備・保存	監視	ガイダンス	リポジトリ	データセンター	諸費用の負担
AHRC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
BBSRC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
CRUK	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
EPSRC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ESRC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
MRC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
NERC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
STFC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
Welllcome Trust	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●はポリシーでカバーしている、●は部分的にカバーしている、●はカバーしていないことを示す。

http://www.dcc.ac.uk/resources/policy-and-legal/overview-funders-data-policies　より（2017/03/12現在）

メモ